



鳥取県公報

平成 25 年 3 月 29 日 (金)
号外第 29 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県債権回収計画等に関する条例 (36) (財源確保推進課) 4
	鳥取県議会議員の政治倫理に関する条例 (37) (議会事務局議事・法務政策課) 5
	鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例 (38) (〃) 8
◇ 議会規則	鳥取県議会議事規則の一部を改正する規則 (1) (議事・法務政策課) 9
◇ 議会告示	鳥取県議会議員の政治倫理に関する条例施行規程 (2) (〃) 10
	鳥取県議会図書室規程の一部改正 (3) (〃) 13
	鳥取県議会事務局組織規程の一部改正 (4) (〃) 14
	鳥取県議会情報公開条例施行規程の一部改正 (5) (〃) 15
	鳥取県政務活動費交付条例施行規程の一部改正 (6) (〃) 16

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県債権回収計画等に関する条例の新設について

1 条例の新設理由

県の債権の回収を計画的に行うことにより、その管理の適正化を図るため、県の債権の回収に関する目標を定めた計画（以下「債権回収計画」という。）の策定等について定める。

2 条例の概要

- (1) 県は、毎年度、債権回収計画を策定しなければならない。
- (2) 知事は、少なくとも年1回、当該年度の債権回収計画、前年度の債権回収計画の達成状況等を議会に報告し、公表しなければならない。
- (3) 施行期日は、平成25年4月1日とする。

◇鳥取県議会議員の政治倫理に関する条例の設定について

1 条例の設定理由

議員としての責務及び遵守すべき行為規範を明らかにすることにより、議員一人一人が一層高い倫理観をもって行動し、政治倫理の確立を通して県民に信頼される議会を目指すため、政治倫理に関する条例を制定するものである。

2 条例の概要

(1) 目的	鳥取県議会議員（以下「議員」という。）の責務及び行為規範を定めること等により、議会政治の根幹をなす政治倫理の確立を図るとともに、県民の厳粛な負託に応え、もって公正で民主的な県政の発展に寄与することを目的とする。
(2) 責務	議員は、議会が果たす役割と権限の大きさを認識し、法令を遵守することはもとより、公正な職務と高い倫理的義務が課されていることを自覚して、自らの行動を厳しく律しなければならない。
(3) 行為規範	ア 議員は、次の行為規範を遵守して行動しなければならない。 (ア) 品位を著しく損なう行為により議会の信頼を失墜させないこと。 (イ) その地位による影響力を不当に及ぼしてはならないこと。 (ウ) 自らが役員をしている法人等への法令遵守を徹底させること。 (エ) 県等の役職員の職務執行への不当介入をしないこと。 (オ) パワーハラスメント及びセクシュアルハラスメントをしないこと。 (カ) 公正を疑われる金品等の授受をしないこと。 (キ) 公正を疑われる公金支出の請求をしないこと。 (ク) 道義的批判を受ける寄附を受け、又は資金管理団体等に受けさせないこと。 イ 議員及び元議員は、行為規範に関し県民の批判を受けたときは、事実を説明し、その責任を進んで明確にする義務を負う。
(4) 兼業の自 粛	議員は、県から財政的援助を受ける法人等の役員に就任することを自粛するよう努める。
(5) 審査の請 求	ア 議員は、議員定数の3分の1以上で、かつ、2以上の会派の議員の連署により、議長に行為規範に反する疑いがあると認められる議員に関する審査を請求することができる。 イ 議長は、アの請求（以下「審査請求」という。）があったときは、被審査議員にその旨を通知する。
(6) 審査会の 設置等	ア 議長は、審査請求があったときは、委員10人以内をもって組織する鳥取県議会政治倫理審査会を設置する。 イ 委員は、議員及び弁護士その他の学識経験者のうちから議長が任命する。

	<p>ウ 審査会の会議は、委員長が招集する。</p> <p>エ 審査会は、審査請求の対象とされた行為が行為規範に明らかに反しないと認めるときは、直ちに審査を終了する。</p> <p>オ 議員等に対し、出席等を求めることができる。</p>
(7) 必要な措置の要求	<p>審査会は、審査請求の対象とされた行為が行為規範に反すると認めるときは、特別多数による賛成により、次に掲げる措置のいずれかを講ずるよう議長に求めることができる。</p> <p>(ア) 議員全員協議会における戒告</p> <p>(イ) 議員全員協議会における陳謝</p> <p>(ウ) 議会の役職員の辞任勧告</p> <p>(エ) 代表者会議等の出席停止</p> <p>(オ) 一定期間の出席自粛</p> <p>(カ) 議員辞職勧告</p> <p>(キ) その他必要と認める措置</p>
(8) 審査の結果の通知等	<p>ア 議長は、審査請求をした議員及び被審査議員に審査の結果を通知し、公表する。</p> <p>イ 議長は、審査会が必要と認めた措置を講ずることができ、措置を講じたときは公表しなければならない。</p>
(9) 施行期日	施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県議会委員会条例の一部改正について

1 条例の改正理由

組織改正に伴い、常任委員会の名称及び所管について所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 総務教育常任委員会の所管から行政監察監を削る。
- (2) 企画県土警察常任委員会の名称を改め、所管する企画部を地域振興部に改める。
- (3) 施行期日は、平成25年4月1日とする。

条 例

鳥取県債権回収計画等に関する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第36号

鳥取県債権回収計画等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、金銭の給付を目的とする県の権利（地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第14号に規定する地方団体の徴収金に係る債権を除く。以下「県の債権」という。）の回収（履行期限を経過した県の債権を保全し、又は取り立てることをいう。以下同じ。）を計画的に行うことにより、県の債権の管理の適正化を図ることを目的とする。

(債権回収計画の策定等)

第2条 県は、毎年度、県の債権の回収に関する目標を定めた計画（以下「債権回収計画」という。）を策定しなければならない。

2 知事は、少なくとも年1回、次に掲げる事項を議会に報告するとともに、公表しなければならない。

- (1) 当該年度の債権回収計画
- (2) 前年度の債権回収計画の達成状況
- (3) 個別の県の債権（その額が7,000万円以上のものに限る。）の回収の状況

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

鳥取県議会議員の政治倫理に関する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第37号

鳥取県議会議員の政治倫理に関する条例

県民の厳粛な負託を受け、県民の税金の使途を決定する我々議員は、自らの行動を厳しく律し、議員としてふさわしい品位及び品格と識見を養うよう努め、その職責を全うしなければならない。

しかるに、近年、議員が関与する社会福祉法人の不祥事が相次いで生じ、鳥取県議会は政治倫理に関し多くの県民から批判を受けてきた。

こうした反省に立ち、平成24年7月に制定した鳥取県議会基本条例では、議員の政治倫理に関して県民の代表として高潔性及び公正性の保持を議員に義務付けるとともに、新たに規定を設けることとした。

ここに、鳥取県議会は、議員としての責務及び遵守すべき行為規範を明らかにすることにより、議員一人一人が一層高い倫理観をもって行動し、政治倫理の確立を通して県民に信頼される議会を目指すため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、鳥取県議会議員（以下「議員」という。）の責務及び行為規範を定めること等により、議会政治の根幹をなす政治倫理の確立を図るとともに、県民の厳粛な負託に応え、もって公正で民主的な県政の発展に寄与することを目的とする。

(責務)

第2条 議員は、議会が果たす役割と権限の大きさを認識し、法令を遵守することはもとより、公正な職務と高い倫理的義務が課されていることを自覚して、自らの行動を厳しく律しなければならない。

(行為規範)

第3条 議員は、次に掲げる行為規範を遵守して行動しなければならない。

- (1) 議員としての品位を著しく損なう行為により、県民の議会に対する信頼を失墜させてはならないこと。
- (2) 自己の利益又は特定の者の利益若しくは不利益を生じさせるため、その地位による影響力を不当に及ぼす行為をしてはならないこと。
- (3) 自らが役員をし、又はそれと同等の影響力を有している法人その他の団体（以下「法人等」という。）が法令を遵守することを徹底させ、県民に疑念を抱かせることのないようにしなければならないこと。
- (4) 県又は県の関係団体の役員又は職員（以下「県等の役職員」という。）に対し、公正な職務の執行を妨げるため、その地位による影響力を不当に及ぼす行為をしてはならないこと。
- (5) その地位を背景に、職務の適正な範囲を超えた言動又は性的な言動により、県等の役職員に対し、精神的又は身体的に苦痛を与えてはならないこと。
- (6) 公正を疑われるような金品その他経済的利益を与え、又は得てはならないこと。
- (7) 公正を疑われるような公金の支出の請求をしてはならないこと。
- (8) 道義的な批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けてはならないこと。
- (9) 議員の資金管理団体及び後援団体に、道義的な批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けさせてはならないこと。

2 議員は、前項各号に掲げる行為規範に関し、県民の批判を受けたときは、真摯かつ誠実に事実を説明し、その責任を進んで明確にする義務を負うものとする。

3 議員の職を離れた者は、第1項各号に掲げる行為規範に関し、議員在職中の行為について県民の批判を受けたときは、真摯かつ誠実に事実を説明し、その責任を進んで明確にする義務を負うものとする。

(兼業の自粛)

第4条 議員は、県から財政的援助を受ける法人等の役員に就任することを自粛するよう努めるものとする。

(審査の請求)

第5条 議員は、他の議員において第3条第1項各号に掲げる行為規範に反する疑いがあると認めるときは、議員定数の3分の1以上で、かつ、2以上の会派の議員の連署により、理由を明らかにした文書をもって、議長に審査を請求することができる。

2 議長は、前項の規定により審査の請求があったときは、審査の請求をされた議員（以下「被審査議員」という。）に対し、その旨を通知するものとする。

(審査会の設置)

第6条 議長は、前条第1項の規定により審査の請求があったときは、これを審査するため、鳥取県議会に鳥取県議会政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、委員10人以内をもって組織する。

3 委員は、議員及び弁護士その他の学識経験を有する者のうちから議長が任命する。

4 委員の任期は、当該審査が終了するまでとする。

5 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

6 委員長は、審査会を代表し、その事務を総理する。

7 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

8 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。委員でなくなった後も、同様とする。

9 委員は、その職務を遂行するに当たっては、公正不偏の立場で、審査しなければならない。

(審査会の会議)

第7条 審査会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されるまでの間にあっては、議長が招集する。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 審査会の会議は、原則として非公開とする。ただし、被審査議員から請求があったときは、公開とする。

5 審査会の運営に関し必要な事項は、その都度、委員長が会議に諮って定める。

(審査の方法)

第8条 審査会は、まず、審査の請求対象とされた行為が第3条第1項各号に掲げる行為規範に反するか否かを審査し、当該行為規範に明らかに反しないと認めるときは、直ちに当該請求の審査を終了するものとする。

(意見の聴取等)

第9条 審査会は、審査のため必要があるときは、議員その他関係人に対し、出席を求め、意見若しくは事情を聴取し、又は報告を求めることができる。

2 被審査議員は、審査会から出席の要請があった場合は、審査会に出席し、質問に誠実に答える義務を負う。

3 被審査議員は、審査会に対し口頭又は文書により弁明することができる。

(必要な措置の要求)

第10条 審査会は、審査の結果、被審査議員につき、第3条第1項各号に掲げる行為規範に反すると認めるときは、第7条第3項の規定にかかわらず、出席委員の3分の2以上の多数による賛成により、次に掲げる措置のいずれかを講ずるよう議長に求めることができる。

(1) 鳥取県議会会議規則（昭和31年鳥取県会規則第1号）別表に掲げる議員全員協議会（以下「全員協議会」という。）における戒告

(2) 全員協議会における陳謝

(3) 議長若しくは副議長、委員会の委員長若しくは副委員長又は議会運営委員会若しくは鳥取県議会会議規則別表に掲げる協議等の場（全員協議会を除く。）の構成員の辞任の勧告

(4) 鳥取県議会会議規則別表に掲げる代表者会議又は政策調整会議への出席（構成員としての出席を除く。）の停止

- (5) 一定期間の出席の自粛
- (6) 議員辞職の勧告
- (7) 前各号に掲げるもののほか、審査会が必要と認める措置
(議長への報告及び名誉回復措置)

第11条 委員長は、審査の結果を文書により議長に報告するものとする。

- 2 委員長は、審査の結果、前条の措置を講ずるよう求めるに至らなかった場合で、被審査議員の名誉を回復することが必要であると審査会が認めるときは、第3条第1項各号に掲げる行為規範に反する事実が存在しない旨を前項の報告に併せて議長に報告するものとする。

(審査の結果の通知、公表等)

第12条 議長は、前条の規定による報告を受けたときは、審査の請求をした議員及び被審査議員に対して審査の結果を通知するものとする。

- 2 被審査議員は、前項の規定による通知を受けたときは、審査の結果について、議長に対し意見書を提出することができる。
- 3 議長は、審査の結果及び前項の規定により提出された意見書を公表しなければならない。

(措置)

第13条 議長は、第11条の規定による報告を受けたときは、審査会が必要と認めた措置を講ずることができる。

- 2 議長は、前項の措置を講じたときは、これを公表しなければならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第38号

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例

鳥取県議会委員会条例（昭和31年鳥取県条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(常任委員会の名称、委員定数及び所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>総務教育常任委員会 9人 未来づくり推進局、総務部、教育委員会、監査委員及び人事委員会に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>福祉生活病院常任委員会 9人 危機管理局、福祉保健部、生活環境部及び病院局に関する事項</p> <p>農林水産商工常任委員会 9人 商工労働部、農林水産部、企業局及び労働委員会に関する事項</p> <p><u>地域振興県土警察常任委員会</u> 8人 <u>地域振興部</u>、文化観光局、県土整備部及び警察本部に関する事項</p>	<p>(常任委員会の名称、委員定数及び所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>総務教育常任委員会 9人 未来づくり推進局、総務部、<u>行政監察監</u>、教育委員会、監査委員及び人事委員会に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>福祉生活病院常任委員会 9人 危機管理局、福祉保健部、生活環境部及び病院局に関する事項</p> <p>農林水産商工常任委員会 9人 商工労働部、農林水産部、企業局及び労働委員会に関する事項</p> <p><u>企画県土警察常任委員会</u> 8人 <u>企画部</u>、文化観光局、県土整備部及び警察本部に関する事項</p>

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議 会 規 則

鳥取県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月 29 日

鳥取県議会議長 伊 藤 美 都 夫

鳥取県議会規則第 1 号

鳥取県議会会議規則の一部を改正する規則

鳥取県議会会議規則（昭和31年鳥取県会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(所属会派の届出等)</p> <p>第 4 条 議員は、その<u>所属する会派（2人以上の議員をもって結成されるものをいう。以下同じ。）</u>を議長に届け出なければならない。これを変更したときも、また同様とする。</p> <p><u>2 会派に属さない議員は、無所属とする。</u></p>	<p>(所属会派の届出)</p> <p>第 4 条 議員は、その<u>所属会派</u>を議長に届け出なければならない。これを変更したときも、また同様とする。</p>
<p>(所掌事務等の調査)</p> <p>第66条 略</p> <p>2 議会運営委員会が法第109条第3項に規定する調査をしようとする場合には、前項の規定を準用する。</p>	<p>(所掌事務等の調査)</p> <p>第66条 略</p> <p>2 議会運営委員会が法第109条の2第4項に規定する調査をしようとする場合には、前項の規定を準用する。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議 会 告 示

鳥取県議会告示第2号

鳥取県議会議員の政治倫理に関する条例施行規程を次のように定める。

平成25年3月29日

鳥取県議会議長 伊 藤 美 都 夫

鳥取県議会議員の政治倫理に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鳥取県議会議員の政治倫理に関する条例（平成25年鳥取県条例第37号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査請求)

第2条 条例第5条第1項の規定による審査の請求は、審査請求書（様式第1号）により行うものとする。

2 条例第5条第2項の規定による通知は、審査請求通知書（様式第2号）により行うものとする。

(審査会の委員)

第3条 条例第6条第1項の規定により設置する鳥取県議会政治倫理審査会（以下「審査会」という。）の委員のうち、弁護士その他の学識経験を有する者の数は、2人以上委員の総数の半数以下とする。

(会議録の作成)

第4条 審査会は、会議を開催したときは、会議の概要を記載した会議録を作成するものとする。

(審査結果の通知)

第5条 条例第12条第1項の規定による通知は、審査結果通知書（様式第3号）により行うものとする。

附 則

この規程は、平成25年3月29日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

審 査 請 求 書

年 月 日

鳥取県議会議長 様

鳥取県議会議員の政治倫理に関する条例第5条第1項の規定に基づき、審査を請求します。

- 1 審査請求の対象となる議員の氏名
- 2 審査請求の対象となる事由
鳥取県議会議員の政治倫理に関する条例第3条第1項第 号に反する行為
- 3 審査請求の対象となる行為の概要

上記のとおり請求します。

請求者 会派名等
氏 名

様式第2号（第2条関係）

鳥取議第 号
年 月 日

審 査 請 求 通 知 書

様

鳥取県議会議長



鳥取県議会議員の政治倫理に関する条例第5条第1項の規定に基づき、あなたに対し審査の請求がありましたので、同条第2項の規定により次のとおり通知します。

- 1 審査請求のあった日
年 月 日
- 2 審査請求の対象となる事由
鳥取県議会議員の政治倫理に関する条例第3条第1項第 号に反する行為
- 3 審査請求の対象となる行為の概要

様式第3号（第5条関係）

その1 審査請求をした議員用

鳥取議第 号
年 月 日

審 査 結 果 通 知 書

様

鳥取県議会議長



年 月 日付けで請求のあった件について、次のとおり鳥取県議会政治倫理審査会から審査結果の報告を受けたので、鳥取県議会議員の政治倫理に関する条例第12条第1項の規定により通知します。

- 1 審査請求の対象となる議員の氏名
- 2 審査請求の対象となる事由
鳥取県議会議員の政治倫理に関する条例第3条第1項第 号に反する行為
- 3 審査会の報告の概要

その2 被審査議員用

鳥取議第 号
年 月 日

審 査 結 果 通 知 書

様

鳥取県議会議長



年 月 日付けであなたに対して請求のあった件について、次のとおり鳥取県議会政治倫理審査会から審査結果の報告を受けたので、鳥取県議会議員の政治倫理に関する条例第12条第1項の規定により通知します。

また、同条第2項の規定により、審査結果について意見書を提出することができますので、意見があるときは年 月 日までに意見書を提出してください。なお、提出された意見書は、同条第3項の規定により、審査結果とともに公表しますので、ご了承ください。

- 1 審査請求の対象となる事由
鳥取県議会議員の政治倫理に関する条例第3条第1項第 号に反する行為
- 2 審査会の報告の概要

鳥取県議会告示第3号

鳥取県議会図書室規程（昭和58年鳥取県議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成25年3月29日

鳥取県議会議長 伊 藤 美 都 夫

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(貸出し) 第4条 略 2 同時に貸出しを受けることができる図書の数、 <u>12冊以内</u> とし、貸出期間は、議員にあつては2週間 以内、県職員にあつては1週間以内とする。 3～5 略	(貸出し) 第4条 略 2 同時に貸出しを受けることができる図書の数、 <u>3冊以内</u> とし、貸出期間は、議員にあつては2週間 以内、県職員にあつては1週間以内とする。 3～5 略

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

鳥取県議会告示第4号

鳥取県議会事務局組織規程（平成7年鳥取県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成25年3月29日

鳥取県議会議長 伊 藤 美 都 夫

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(各課及び室の分掌事務)</p> <p>第3条 各課及び室においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>政務活動費</u>に関すること</p> <p>(10)～(20) 略</p> <p>調査課～図書室 略</p> <p>(職制)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 各課及び室に、必要に応じ次に掲げる職を置くことができる。</p> <p>課長補佐、係長、主事、衛視、自動車整備士、<u>現業技術員</u>及び現業主事</p>	<p>(各課及び室の分掌事務)</p> <p>第3条 各課及び室においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>政務調査費</u>に関すること</p> <p>(10)～(20) 略</p> <p>調査課～図書室 略</p> <p>(職制)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 各課及び室に、必要に応じ次に掲げる職を置くことができる。</p> <p>課長補佐、係長、主事、衛視、自動車整備士、<u>運転士</u>及び現業主事</p>

附 則

この告示は、平成25年3月29日から施行する。

鳥取県議会告示第5号

鳥取県議会情報公開条例施行規程（平成13年鳥取県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成25年 3月29日

鳥取県議会議長 伊 藤 美 都 夫

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(公文書開示請求書)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 公文書開示請求書は、鳥取県未来づくり推進局県民課、<u>地域振興部東部振興監東部振興課、中部総合事務所地域振興局又は西部総合事務所地域振興局若しくは日野振興センター日野振興局</u>を経由して提出することができる。</p>	<p>(公文書開示請求書)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 公文書開示請求書は、鳥取県未来づくり推進局県民課、<u>東部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局</u>又は<u>日野総合事務所県民局</u>を経由して提出することができる。</p>

附 則

この告示は、平成25年 4月 1日から施行する。

鳥取県議会告示第6号

鳥取県政務活動費交付条例施行規程（平成13年鳥取県議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成25年 3 月 29 日

鳥取県議会議長 伊 藤 美 都 夫

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前															
<p>(収支報告書)</p> <p>第2条 条例第5条第1項の収支報告書は、<u>様式第1号</u>のとおりとする。</p> <p>(収支報告書等の閲覧等)</p> <p>第3条 条例第8条第2項の規定による収支報告書等の閲覧（以下「閲覧」という。）を請求するものは、<u>収支報告書等閲覧簿（様式第2号）</u>に必要な事項を記載しなければならない。</p> <p>2 閲覧は、<u>鳥取県議会図書室</u>で、執務時間中にしなければならない。</p> <p>3～5 略</p> <p>6 条例第8条第2項の規定による収支報告書等の写しの交付の請求は、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>(1) <u>収支報告書等の写しの交付請求書（様式第3号）</u>を議長に提出する方法</p> <p>(2) 略</p> <p>7 前項第1号の<u>請求書</u>は、鳥取県未来づくり推進局県民課、<u>地域振興部東部振興監東部振興課、中部総合事務所地域振興局又は西部総合事務所地域振興局</u>若しくは<u>日野振興センター日野振興局</u>を経由して提出することができる。</p> <p>8・9 略</p> <p><u>様式第1号（第2条関係）</u> 略</p> <p><u>様式第2号（第3条関係）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>収支報告書等閲覧簿</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">閲覧年月日</th> <th style="width: 25%;">住 所</th> <th style="width: 50%;">氏 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>様式第3号（第3条関係）</u></p>	閲覧年月日	住 所	氏 名	年 月 日			年 月 日			年 月 日			年 月 日			<p>(収支報告書)</p> <p>第2条 条例第5条第1項の収支報告書は、<u>別記様式</u>のとおりとする。</p> <p>(収支報告書等の閲覧等)</p> <p>第3条 条例第8条第2項の規定による収支報告書等の閲覧（以下「閲覧」という。）を請求するものは、<u>閲覧簿</u>に必要な事項を記載しなければならない。</p> <p>2 閲覧は、<u>議長が指定する場所</u>で、執務時間中にしなければならない。</p> <p>3～5 略</p> <p>6 条例第8条第2項の規定による収支報告書等の写しの交付の請求は、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>(1) <u>必要な事項を記載した申込書</u>を議長に提出する方法</p> <p>(2) 略</p> <p>7 前項第1号の<u>申込書</u>は、鳥取県未来づくり推進局県民課、<u>東部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局</u>又は<u>日野総合事務所県民局</u>を経由して提出することができる。</p> <p>8・9 略</p> <p><u>別記様式（第2条関係）</u> 略</p>
閲覧年月日	住 所	氏 名														
年 月 日																
年 月 日																
年 月 日																
年 月 日																

収支報告書等の写しの交付請求書

鳥取県議会議長 様

鳥取県政務活動費交付条例第8条第2項の規定により、次のおり収支報告書等の写しの交付を請求します。

年 月 日

郵便番号

住 所

(法人その他の団体にあつては、
事務所又は事業所の所在地)

請求者 氏 名

(法人その他の団体にあつては、
名称及び代表者の氏名)

連絡先 自 宅

(電話番号) 勤務先

請求者の資格	<input type="checkbox"/> 県内に住所を有する者 <input type="checkbox"/> 県内に所在する事務所又は事業所に勤務する者 (勤務先名 所在地) <input type="checkbox"/> 県内に所在する学校に在学する者 (学校名 所在地) <input type="checkbox"/> 県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 (事務所又は事業所の名称)
写しの交付を請求する収支報告書等の件名(提出議員名及び対象年度等)	()
写しの交付の方法	<input type="checkbox"/> 用紙に複写したものの交付(送付の希望の有無 有・無) <input type="checkbox"/> 物品()に複写等をしたものの交付(送付の希望の有無 有・無) <input type="checkbox"/> 電子メールによる送信(電子メールアドレス)
備考	()

注 「写しの交付の方法」欄の物品の括弧内には、
CD-R、DVD-R等交付を希望する物品を記

入してください。

附 則

この告示は、平成25年 4 月 1 日から施行する。